

会員規約をよくお読みいただいたうえでカードをご利用下さい。

岩田屋外商 A Z カード 会員規約

一般条項

第 1 条 (名称)

本カードは岩田屋外商AZカード(以下「カード」といいます)と称し、株式会社岩田屋三越(以下「甲」といいます)と株式会社エージークラブ(以下「乙」といいます)が共同で発行します。

第 2 条 (会員)

1. 岩田屋外商AZカード会員(以下「会員」といいます)とは、AZクラブ会員であって、かつ本会員規約を承認のうえ、甲を通じて、乙にカードの利用を申し込み、乙がこれを承認した方をいいます。
2. 会員が指定した同居の家族で、乙が承認した方を家族会員といいます。
3. ①会員は、会員と家族会員の本規約に基づく一切の債務について責任を負うものとします。
②乙は、家族会員に対して家族カードを発行し貸与します。(以下、カードと家族カードを併せて「カード」といいます。)

第 3 条 (本人確認書類の提示または送付)

1. 会員は、乙の求めに応じて、乙に対し、乙が指定する本人確認用の公的証明書(以下「証明書」といいます)を提示し又は写しを送付するものとします。
2. 会員は、乙に対し証明書の提示又は写しの送付ができない場合、乙が会員に代って会員の住民票を取得することに同意するものとします。
3. 会員は、乙が本人確認業務を甲に委託することに同意するものとします。

第 4 条 (カードの発行・貸与)

1. 会員には、カード1枚を発行し、貸与します。カードの所有権は、甲及び乙に属します。
2. 会員は、カードを受領後、本規約を承認できない場合は、利用開始前にカードを切断のうえ乙へ返却することで、申込みを撤回することができます。
3. 会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
4. カードは、カード券面上に表示された会員のみが利用でき、カード券面上に表示された名義人以外の者(以下「他人」といいます)に貸与、譲渡、質入れ、占有移転、担保提供、その他金融目的等に使用することはできません。また、甲または乙が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。
5. カード券面上には、会員番号・会員氏名・切替期限等のカード情報が表示されますが、カード情報は会員本人以外が使用することはできません。
6. 会員が、前項第3項・4項・5項に違反し、カードまたはカード券面上に表示されたカード情報を他人に使用させた場合の損害は、会員の負担となります。
7. カードの再発行は、原則として行いません。但し、カードの紛失、損傷等乙が特に認めた場合に限り行います。その場合、再発行手数料 525 円(税込み)を会員に負担していただくことがあります。
8. カードの切替期限は、カード券面上に表示します。甲及び乙が引続き会員として適当と認める場合は、甲及び乙

所定の時期に切替期限を更新した新しいカードを送付します。会員は、新しいカードの送付を受けたときは、甲または乙が特に指示した場合を除き、従前のカードは、会員の責任において切断する等使用不能の状態にして処分していただきます。なお、カードの切替期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、切替期限経過後といえども本規約を適用します。

第5条（カードの機能）

1. 会員は、カードショッピング条項に基づき甲の指定する店舗及び乙が利用を認めた乙の加盟店（以下総称して「加盟店」といいます。）で、商品・権利の購入又はサービスの提供（以下「カードショッピング」といいます）を受けることができます。

第6条（暗証番号）

1. 乙は、会員より申出のあったカードの暗証番号（4桁の数字）を所定の方法により登録します。暗証番号が登録されるまでの間はご利用いただけるカードの機能が制限されることがあります。
又、会員は、暗証番号が本人確認用の番号であることを認識し「0000」「9999」および生年月日、電話番号等から推測される番号以外の数字を登録するものとします。なお、会員から暗証番号の申出がない場合、及び会員から申出のあった暗証番号について乙が不適切な番号と判断した場合は、別途会員に通知します。
2. 会員は、暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。登録された暗証番号が他人により使用された場合は、その損害は会員の負担となります。但し、乙に故意・過失がある場合は除きます。この場合であっても、会員に故意または重大な過失がある場合は、損害は会員の負担となります。

第7条（カード利用可能額）

1. カードの利用可能額（カード利用代金の未決済残高）は、家族会員の利用分も含め、あらかじめ乙が定めた金額までとします。
2. 会員は、乙が認めた場合を除き、利用可能額を超えてカードを利用することはできません。
3. 乙が必要と認めた場合には、切替期限にかかわらず本条第1項で定めた利用可能額を増額又は、減額および新たな利用を中止出来るものとします。但し、乙は、会員が増額を希望しない場合、増額前の利用可能額に戻す処置を取るものとします。

第8条（お支払）

会員は、カードショッピングの利用代金及び手数料（以下「カードショッピングの支払金」といいます）その他本会員規約に基づく会員の乙に対する一切の支払債務（これらを総称して「カード利用による支払金等」といいます。）を、お届けの口座から毎月27日（該当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日。以下同じ。）に、口座振替の方法により、乙に支払うものとします。

なお、乙が特に必要と認めた場合又は事務上の都合により、上記以外の方法又は上記以外の日にお支払頂く場合があります。

第9条（お支払金の充当順序）

会員は、会員の支払った金額が、本規約に基づく期限の到来した債務の額に足りないときは、当該支払金につい

て、又、期限の到来した債務の額を超えて支払われたときは、当該超過支払金について、いずれも乙が会員に通知することを省略し、適当と認める順序・方法により本規約及びその他の契約に基づき乙に対して負担するいずれの債務に充当しても異議を申し述べないこととします。但し、会員が指定し乙が認めた場合は、この限りではないものとします。

第10条（請求書・残高承認）

1. 乙は、会員に対し、カード利用による支払金等の支払金を請求するときは、あらかじめ会員に対し、利用代金明細書及び残高が記載された請求書を会員の届出住所宛に送付します。
2. 会員が前項の請求書を受け取った後20日以内に、乙に対して異議の申し立てをしなかったときは、会員は残高その他当該請求書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第11条（費用・公租公課等の負担）

1. 会員は、乙に対するカード利用による支払金等の支払に要する費用および乙からの返金に要する費用を負担していただきます。
2. 乙が会員の責に帰すべき事由により訪問集金したときは、会員は訪問回数1回につき、乙に2100円（うち税100円）を別途支払うものとします。
3. 会員は、乙より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用を負担するものとします。
4. 会員は、乙から各種証明書の交付を受けるときは、乙所定の手数料をお支払いいただきます。
5. 会員が乙に支払う費用等について公租公課が課される場合、又は公租公課（消費税等を含む）が変更される場合は、会員は、当該公租公課相当額又は当該増額分を負担するものとします。

第12条（カードの紛失・盗難等）

1. 会員は、カード盗難保険（以下「保険」といいます）にご加入いただきます。なお費用は乙が負担します。
2. 会員がカードを紛失し、又は盗難にあった場合には、直ちに乙に通知し、乙及び最寄りの警察署又は交番に、所定の紛失・盗難届を提出して届け出るものとします。
3. カードの紛失・盗難その他の事由により、カード又はカードの表示項目が他人に利用された場合の損害は、会員の負担となります。但し、保険の適用が認められる場合は、カード保険約款の定めるところにより、その損害額の全部若しくは一部が保険により補填されます。
4. 次の場合は、カード盗難保険により補填されず、会員が支払の責を負うものとします。
 - (1) 会員の故意又は、重大な過失に起因する損害。
 - (2) 会員の家族・同居人・留守人等、会員の関係者によってカードが利用された場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。
 - (4) カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が生じた場合。
 - (5) カード利用の際に登録された暗証番号が使用された場合（第6条第2項により会員が責任を負う場合）。
 - (6) 戦争・地震等による、著しい社会秩序の混乱に乗じて行われた、紛失・盗難に起因する損害。
 - (7) 本条第2項の通知を乙が受理した日の61日以前に生じた損害。
 - (8) 会員が必要な書類等を提出しない等被害状況の調査に協力せず、又は、損害発生の防止・損害軽減のための努力をしなかった場合。
 - (9) その他、会員が乙又は損害保険会社の指示に従わなかった場合。

第13条（退会並びに会員資格の取消）

1. 会員は、随時退会できるものとします。退会に際しては、乙所定の退会手続を行い、同時にカードを返却するものとします。この場合、乙に対する債務の全額を完済した時をもって退会したものとします。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、乙は会員に通知することなく、カードの使用停止又は、会員資格の取消しができるものとします。
 - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合。
 - (2) 本規約のいずれかに違反した場合。
 - (3) カード利用による支払金等、乙に対する債務の履行を怠った場合。
 - (4) 会員の信用状況に重大な変化が生じた乙が判断した場合。
 - (5) 換金目的による商品購入等カード利用状況が適当でない、または不審であると乙が判断した場合。
 - (6) AZクラブ会員の資格が停止または失効した場合。
 - (7) その他、乙が会員として不適格と判断した場合。
3. 前項第2項に該当し、甲または乙がカードの返却を求めたときは、会員は直ちに乙の指定する方法でカードを返却するものとします。又、カードの回収に要した一切の費用は、会員の負担とします。
4. 会員は、退会・会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、乙が請求したときは、カード盗難保険の申請手続きその他乙の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. 会員が1回払いのカードショッピングの支払金の支払を1回でも遅滞したときは、他の1回払いのカードショッピングの未払債務全額について当然に期限の利益を失い、当該未払債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。なお、1回払いとは、カードショッピングの利用日から2月を超えない範囲において、あらかじめ定められた時期までに乙にカードショッピングの支払金を支払うことをいいます。
2. 会員は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に、本規約に基づく債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。
 - (1) 1回払いを除くカードショッピングの支払金の支払を遅滞し、乙から20日以上相当な期間を定めて、その支払を書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - (2) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき又は、一般の支払を停止したとき。
 - (3) 差押え、仮差押え、保全差押え、仮処分申立て又は、滞納処分を受けたとき。
 - (4) 会員又は、会員の経営する会社が、破産、民事再生、会社整理、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき、又は、自らこれらの申立てをしたとき。
 - (5) カードを他人に貸与、譲渡、質入れ、担保提供等し、または商品（権利を含む。以下同じ）を質入れ、譲渡、賃貸等し、甲及び乙のカードの所有権、または乙の商品の所有権を侵害する行為をしたとき。
 - (6) 債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のため弁護士等に依頼した旨の通知が乙に到達したとき。
 - (7) 本規約に基づく契約以外の乙に対する金銭債務を書面による催告期間内に支払わなかったとき。
 - (8) 商品等の購入等が会員にとって営業のため若しくは営業として締結するものであるなど割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する取引については、会員が分割支払金の支払を1回でも怠ったとき。
3. 会員は、本規約上の重大な義務に違反したとき、または会員の信用状態が著しく悪化したときは、乙の請求により、

本規約に基づく債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務全額を乙の指定する方法により履行するものとします。

第15条（届出事項の変更）

1. 会員は、住所・氏名・勤務先・連絡先・支払預金口座等の乙に対する届出事項を変更した場合には、遅滞なく書面をもって乙へ届け出るものとします。
2. 会員は、前項の届出を怠ったことにより、乙からの通知又は、送付書類等が延着しあるいは到達しなかった場合、乙が通常到着すべき時に会員に到着したものとみなすことに、異議のないものとします。但し、住所等の変更を行わなかったことについて、止むを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りでないものとします。
3. 乙が会員宛に発送した通知が、会員不在のため郵便局に留置されたときは、留置期間満了時に、又、会員により受領を拒絶されたときは、受領拒絶時に、会員に到達したものとみなします。但し、会員に止むを得ない事情があり、会員がこれを証明したときはこの限りではないものとします。

第16条（規約の変更）

1. 本規約を変更する場合は、あらかじめ乙が会員に対し変更事項を通知又は公表します。乙が変更内容を通知した後、会員がカードを利用した場合は、会員が当該変更事項を承認したものとみなします。
2. 前項の通知は、会員に対する書面の交付、乙及び加盟店の店舗での30日間の掲示、又は西日本新聞での告知広告、もしくは甲が会員へお届けする会員情報誌（エージークラブマガジン）への掲載のいずれかをもって行います。

第17条（合意管轄裁判所）

会員は、本会員規約に関し紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地若しくは、カードの利用地、又は乙の本社、若しくは営業所所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、会員が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
 - (2) 暴力団員（暴力団の構成員）
 - (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するもの）
 - (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
 - (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれ

があり、市民生活の安全に脅威を与える者)

(6) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者)

(7) 特殊知能暴力集団等(前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)

(8) その他上記(1)～(7)に準ずるもの

2. 会員は、会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、乙は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、乙がその報告を求めた場合、会員は、乙に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

3. 乙は、会員が本条1の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づくカードの利用を一時的に停止することができ、この場合には、会員は、乙が利用再開を認めるまでの間、カードの利用を行うことができないものとします。

4. 会員が次のいずれかの事由に該当し、乙との本契約を継続することが不適切である場合には、会員は、乙の通知または請求により期限の利益を失うとともに会員資格を喪失し、乙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。また、この場合、乙は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合乙に生じた損害を会員が賠償するものとします。

(1) 会員が、1(1)～(8)のいずれかに該当した場合。

(2) 会員が、1の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

(3) 会員が、自らまたは第三者を利用して、乙に対し暴力的または不当な要求等およびこれらに類する業務妨害等をしたとき、もしくは乙の信用等を毀損したとき。

(4) 前3項の他これらに類する事由が生じたとき。

5. 前項の規定により本契約を解除した場合でも、乙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の各条項が適用されるものとします。

カードショッピング条項

第19条(カードショッピングの利用方法)

1. 会員は、加盟店でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行うことにより、カードショッピングが利用できます。但し、特に乙が認めた場合は、カードの提示を省略または署名を省略するなど、これに代る方法でカードショッピングの利用ができるものとします。
2. 乙または加盟店が特に定める金券類等の一部の商品・権利・サービスについては、カードショッピングの利用が制限され、又は利用ができない場合があります。又、カードの利用に際して、利用金額・商品・権利・サービスの種類によっては、乙の承認が必要となる場合があります。この場合、加盟店が乙に照会するものとし、会員はこれを予め承認するものとします。
3. 商品の所有権は、乙が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から乙に移転し、当該カードショッピングの支払金完済まで、乙に留保されます。

第20条(カードショッピングの支払金の支払方法)

1. カードショッピングの支払金の支払方法は、1回払いとします。
2. カードショッピングの利用代金は、毎月末日に締切り、翌月27日からカードショッピングの支払金を第8条により口

座振替の方法でお支払いいただきます。なお、事務処理上の都合により翌々月以降の27日からお支払いいただくことがあります。

3. 会員が1回払いをした場合の支払回数、支払期間、実質年率、会員手数料は下記の通りとなります。

支払回数	1回
支払期間(ヶ月)	1
実質年率 (%)	0
会員手数料(円)	0

第21条 (遅延損害金)

1. 会員がカードショッピングの支払金の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該支払金に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1) 1回払いを除いた支払方法については、当該支払金に対し、年19.9%(1年を365日とする日割り計算)を乗じた額と当該カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額のいずれか低い額。
 - (2) 1回払いについては、当該支払金に対し、年14.6%を乗じた額。
2. 会員がカードショッピングの期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、以下の年率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。
 - (1) 本条第1項(1)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年6%の商事法定利率を乗じた額。
 - (2) 本条第1項(2)の取引については、カードショッピングの支払金の残金全額に対し、年14.6%を乗じた額。

第22条 (カードショッピングの支払金の繰上返済等)

1. カードショッピングの支払金の繰上返済(本規約に基づく債務の全部または一部の返済を本規約に定める約定返済期日の前に繰上げて行うことをいいます)は、会員が乙に対して事前に連絡のうえ乙の承認を得て行うものとします。なお、乙の承認にあたり、乙が求めた場合には、会員は、書面の提出等乙所定の手続きをとるものとします。
2. 会員は、本条第1項に定める事前の連絡の際に、繰上返済をする返済範囲、返済方法および支払日を指定するものとし、乙は、当該指定に従い当該支払日時点において支払うべき金額をお知らせするものとします。
3. 乙に対する支払が次のいずれかに該当する場合には、会員への通知なくして、乙が当該支払を乙所定の期日における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。
 - (1) 乙に対する事前の連絡または乙の承認なく行われたとき。
 - (2) 乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した支払日と異なる日に行われたとき。
 - (3) 乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に指定した返済方法と異なる方法により行われたとき。
 - (4) 乙に対する事前の連絡および乙の承認があった場合であっても、事前の連絡の際に会員の指定に従い乙がお知らせした金額と異なる金額の支払が行われたとき。
4. 乙の指定する預金口座への振込で繰上返済が行われた場合において、超過支払金があるときは、乙が会員への通知なくして、当該超過支払金を乙所定の時期における返済とみなし、乙所定の順序および方法により、乙に対するいずれの債務(本規約以外の契約に基づく債務を含みます)に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をして、会員は異議がないものとします。

5. 会員が当初の契約のとおりカード利用による支払金等の支払を履行している場合におけるカードショッピングの分割払の支払金の繰上返済(全額の繰上返済に限ります)金額は、下記算式により算出した金額とします。

●未払分割支払金合計一期限未到来の分割払手数料

ただし、期限未到来の分割払手数料は、7・8分法またはこれに準ずる乙所定の計算方法により算出された金額とします。

第23条（商品の点検）

会員は、商品・権利を受領したとき、又はサービスの提供を受けたときは速やかにその内容を点検するものとします。

第24条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が見本・カタログ等により商品・権利の購入又はサービスの提供を申し込んだ場合において、引渡された商品・権利又は提供されたサービスの内容が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、会員は速やかにカードを利用した加盟店に対し商品・権利の交換もしくはサービスの内容変更を申し出るか、又は当該売買契約もしくはサービスの提供契約を解除することができます。なお、当該売買契約もしくはサービスの提供契約を解除した場合は、会員は乙に対し速やかにその旨を通知するものとします。

第25条（支払停止の抗弁）

1. 会員は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品・権利・サービスについて、支払を停止することができるものとします。

(1) 商品の引渡し、権利の移転又は、サービスの提供(権利の行使によるサービスの提供を含みます。以下同じ)がなされないこと。

(2) 商品・権利・サービスに瑕疵(欠陥)があること。

(3) その他商品・権利の販売又はサービスの提供について、加盟店に対して生じている事由があること。

2. 乙は、会員が本条第1項の支払停止を行う旨を乙に申し出たときは、直ちに所定の手続をとるものとします。

3. 会員は、本条第2項の申出をするときは、予め本条第1項の事由解消のため、加盟店と交渉を行うものとします。

4. 会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに本条第1項の事由を記載した書面(資料がある場合には資料添付のこと)を乙に提出するよう努めるものとします。また、乙が本条第1項の事由について調査する必要があるときは、会員はその調査に協力するものとします。

5. 本条第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、会員は、支払を停止できないものとします。

(1) カードの利用が割賦販売法の適用を受けないとき。

(2) カードの利用が割賦販売法の適用を受ける場合であっても、売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

(3) 1回のカード利用に係る支払総額が4万円に満たないとき。

(4) サービス・飲食の提供を受けるためにカードを利用したとき(但し、割賦販売法に定める指定役務・指定権利を除く)

(5) 乙の承諾なしに、売買契約・サービス提供契約の合意解約(但し、法律上認められるものを除く)、加盟店に対するカードショッピングの支払金の支払い、その他乙の債権を侵害する行為をしたとき。

(6) 本条第1項の(1) ないし(3) の事由が会員の責に帰すべきとき、その他会員による支払の停止が信義に反する

と認められるとき。

6. 会員は、乙がカードショッピングの支払金合計の残高から本条第1項による支払停止額に相当する額を控除した金額を請求したときは、控除後のカードショッピングの支払金の支払を継続するものとします。
7. 本条に定める支払停止の抗弁は、支払済の支払金の返還請求を認めるものではありません。

お問い合わせ・相談窓口

売買契約(商品等)についてのお問い合わせ・ご相談は、カードをご利用になった加盟店に直接ご連絡ください。本会員規約についてのお問い合わせ、カードの利用に関するご相談または支払停止の抗弁に関する書面(第25条)については、株式会社エージークラブ・お客様相談窓口にご相談ください。

■お客様相談窓口

株式会社エージークラブ

〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目6番1号

電話番号 0570-011-044

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用・提供)

1. 会員は、本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む株式会社エージークラブ(以下「当社」といいます)との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。
 - (1) 入会申込時及び入会後に届け出た会員の氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況。
 - (2) 本契約に関する申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数。
 - (3) 本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況。
 - (4) 本契約に関する会員の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、会員が申告した会員の資産、負債、収入、支出、当社が収集したクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況。
 - (5) 本契約を行う者が会員本人に相違ないことを確認するため、当社が必要と認めた場合に、会員の運転免許証、パスポート、健康保険証等の提示を求め、内容を確認し記録することにより、又は写しの提供を受けることにより、得た本人確認を行うための情報。
 - (6) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律に基づく本人確認書類。
 - (7) 当社が適正かつ適法な方法により収集した住民票等、公的機関が発行する書類の記載事項。
 - (8) 官報、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。
2. 会員は、当社が本条第1項(5)(6)の本人確認資料に記録された、本籍地を含む本人識別情報(以下「本人確認情報」といいます)を当社のクレジット事業における当社の保有する個人情報に係る本人の同一性確認、及び会員の所在確認の目的に利用することに同意します。
3. 会員は、当社が本契約に基づき、当社のクレジット事業におけるクレジットカード取引にかかわる基本的な機能・付帯サービスの履行のため、本条第1項(1)(2)(3)の個人情報を保護措置を講じた上で利用することに同意します。
4. 会員は、個人情報の提供に関する契約を締結した当社と株式会社岩田屋三越(以下「岩田屋三越」といいます)

す)が下記の個人情報を相互に提供し、下記の目的のために利用することに同意します。

(1) 当社は、岩田屋三越が会員に付与したポイントに関する情報(付与されたポイント数、ポイント残、ポイント交換数及びその履歴)を岩田屋三越から提供を受け、下記①②の目的のために当社が保護措置を講じた上で利用します。

①当社のクレジット事業における会員に送付する請求書へのポイント情報の表示。

②当社のクレジット事業における会員からのポイントに関するお問い合わせ対応。

③岩田屋三越から当該個人情報の提供を受ける期間は、原則として契約期間中及び契約終了日から5年間とします。当社は、当該情報を契約期間中及び契約終了日から5年間利用します。

(2) 当社は、本条第1項(1)(2)(3)の個人情報を当社が保護措置を講じた上で岩田屋三越に提供し、岩田屋三越は、下記①の目的のために利用します。

①岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度における顧客管理。

②岩田屋三越への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中とします。岩田屋三越における個人情報の利用期間については、岩田屋三越にお問合せ下さい。

(3) 会員は、当社が会員の本条第1項(1)(2)(3)の個人情報を下記①の目的のために当社と個人情報の提供に関する契約を締結した岩田屋三越に当社が保護措置を講じた上で提供し、岩田屋三越が当該目的のために利用することに同意します。

①岩田屋三越の百貨店事業における顧客管理。

②岩田屋三越への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中とします。岩田屋三越における個人情報の利用期間については、岩田屋三越にお問合せ下さい。

(4) 上記の提携会社は下記の通りです。

株式会社岩田屋三越

住所: 〒810-8680 福岡市中央区天神 2-5-35

電話番号: 092-721-1111 ホームページアドレス: <http://www.iwataya-mitsukoshi.co.jp>

第2条 (個人情報の利用)

1. 会員は、当社が下記の目的のために第1条第1項(1)(2)(3)の個人情報を利用することに同意します。

(1) 当社のクレジット事業における新商品のお知らせ、関連するアフターサービス。

(2) 当社のクレジット事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

(3) 当社のクレジット事業におけるマーケティング活動・商品開発。

(4) 当社以外の宣伝物・印刷物の送付等を当社のクレジット事業における加盟店又は提携先企業から受託して行うための利用。

なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ(<http://www.az-club.jp>)でお知らせしております。

2. 会員は、岩田屋三越が下記の目的のために第1条第4項(2)の当社から提供を受けた当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内。

(2) 岩田屋三越の百貨店事業およびAZクラブ優待制度におけるマーケティング活動・商品開発。

第3条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、当社が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、及びそれに準じる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第4条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、当社及び第1条第4項・第5項で記載する個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 当社に開示を求める場合には、第7条記載の当社の窓口にご連絡下さい。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ(<http://www.az-club.jp>)によってもお知らせしております。
 - (2) 岩田屋三越に開示を求める場合には、第7条記載の岩田屋三越の窓口 に連絡して下さい。
2. 万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとし、さらに岩田屋三越に対し訂正・削除の依頼をします。
3. 岩田屋三越に対する開示の結果、万一登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第5条（本同意条項の不同意）

当社は、会員が本契約の必要な記載事項(申込書表面で会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び個人情報に関する本同意条項の内容の全部又は一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（個人情報の利用中止の申出）

本同意条項第2条による同意を得た範囲で当社又は岩田屋三越が当該個人情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社又は岩田屋三越での利用を中止する措置をとります。中止の申出は、第7条記載の当社又は岩田屋三越の窓口まで連絡して下さい。但し、当社が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第7条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての会員の個人情報に関するお問い合わせや利用の中止、その他のご意見の申し出に関しましては、下記の窓口までお願いします。

- 株式会社エージークラブ お客様相談窓口
〒810-0021 福岡市中央区今泉1丁目6番1号
電話番号 0570-011-044
- 株式会社岩田屋三越 岩田屋本店
〒810-8680 福岡市中央区天神 2-5-35
電話番号:092-721-1111(代)
- 株式会社岩田屋三越 岩田屋久留米店

〒830-8510 久留米市天神町 1-1

電話番号:0942-35-7111(代)

第8条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実は、第1条第1項・第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第9条（規約の変更）

本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

本会員規約を承認できない場合は、同封のクレジットカードをご利用前に当社へご返却することによりお申込みを撤回することができます。